



®

令和2年 10月15日(木)
(2020年)

No. 15274 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複製・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆著作権の譲渡契約及びライセンス契約と
当然対抗制度(上) …………… (1)

☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート
No.3 …………… (8)

著作権の譲渡契約及びライセンス契約と 当然対抗制度(上)

高樹町法律事務所

弁護士 桑野 雄一郎

1 はじめに

第201回通常国会において、本年6月5日に「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」(以下、本法律による改正後の法律を「改正法」という)が成立し、同月12日に令和2年法律第48号として交付された。

本法律による法改正では、出版業界から要望が多かったにもかかわらず昨年の通常国会への提出が見

送られた海賊版対策としてのリーチサイト規制及び私的違法侵害コンテンツのダウンロード違法化及びアクセスコントロールに関する保護の強化が、多少の変更はあったものの盛り込まれており、出版業界からはこれを好意的に受け止める反応が多いようである¹。

他方、本法律による法改正では、著作物を利用する権利に関する対抗制度(いわゆる当然対抗制度)



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
代表弁理士 山下 託嗣
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 原田 泉
シニアカウンセラー 弁理士 小野 由己男*

弁理士 川分 康博
弁理士 合路 裕介*
弁理士 渡辺 尚
弁理士 吉田 新吾
弁理士 石川 貴之
弁理士 松山 習
弁理士 三崎 正輝*
中国弁理士 呉 芳
カスタマー・サービスマネージャー

弁理士 古賀 稔久
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 宮垣 丈晴
弁理士 夫 世進
弁理士 黒川 惇
弁理士 上田 雅子

弁理士 大西 一郎
弁理士 小林 亜子
弁理士 香山 良樹
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 岡崎 信治
弁理士 金田 祥子

中国弁理士 鄭 徳虎

韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

フィリップ・シェンハオ・トン*

*米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)

が新たに導入されている。そして、以前本誌において指摘したことがあるように²、この当然対抗制度は出版業界における出版契約、さらには出版業界以外において行われている著作権譲渡契約や使用許諾契約の今後の実務に重大な影響があると考えられる。しかし、昨年以降の法案の審議過程においてもこの点はあまり議論されないまま本法律は成立し、また成立後もこの点について言及する議論はあまりなされていない状態である。

本稿では、来年10月1日から施行された当然対抗制度の内容について述べたうえで、これを踏まえた著作権譲渡契約及びライセンス契約の実務について検討するものである。

2 当然対抗制度

(1) 当然対抗制度の概要

著作権法63条は、1項において「著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。」と定め、さらに2項において「前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。」と定めている。これが著作物の利用に関する権利について定めた著作権法の規定である。

改正法では、同条3項を「利用権(第1項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。)は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。」(下線部が改正部分である)と定め、著作物の利用に関する権利を「利用権」と称した上で、63条の2として以下の規定を新設している。

63条の2 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

このように、当然対抗制度に関する今回の法改正は63条3項の文言に微修正を加えたことと63条の2という短い規定を新設したという極めて簡潔なものである。

著作物に関する利用権は、あくまで契約に基づく債権的なものであるから、本来これを主張できるのは利用権の許諾をした相手方(ライセンサー)

に限られる(債権の相対効)が、これを「当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者」にも主張できるようにしたのが本改正である。

このような法改正が必要とされたのは、現行法における利用権者(ライセンサー)の法的地位が極めて不安定であるとの問題意識からである。この利用権者の地位の不安定さは具体的にはライセンサーである著作権者について、①著作権の譲渡が行われた場合、②倒産等の状況になった場合に問題として顕在化すると指摘されていた。以下、詳述する。

(2) 当然対抗制度の趣旨①著作権譲渡が行われた場合

上述したとおり、著作物の利用権者(ライセンサー)は、著作権が譲渡された場合、著作権の譲受人(第三者)に対し、利用権を主張することができないので、利用権に基づいて著作物を利用する行為は譲受人(第三者)との関係では著作権侵害となってしまふ。そのため、特に事業者が利用権に基づいた事業を行っていた場合、譲受人(第三者)との間で利用許諾の合意に至らない場合には事業継続を断念せざるを得ないこととなる。また、利用許諾の合意に至り、事業継続ができたとしても、利用の対価等の条件について、不利益変更を余儀なくされることも想定される。

利用許諾を行った著作権者がその著作権を譲渡するという事態が頻発するとは考え難いとの指摘もあり得るが、文化庁の外部機関による調査では各方面からそのような実例があったことが指摘されている³。また、以上は著作権者の合意による著作権譲渡の場合を述べたが、同様のことは著作権者に対する債権者が著作権の差押等を行った場合など、著作権者の意思とは無関係に強制的に著作権の移転がなされる場合にも生じうることを考えると、かかる利用権者の地位の不安定さは看過しがたい問題といえることができる。

もちろん、著作権者と利用権者とのライセンス契約においては、ライセンス契約に付随する義務として著作権を保持し続けることにより利用権者の地位を保全する義務があるので、著作権を移転させることは債務不履行(民法415条)となる。従っ

て利用権者については旧著作権者に対する損害賠償請求等による救済は可能である。しかし、著作権を譲渡する場合、また差押等により強制的に著作権を譲渡させられる場合、旧著作権者は資金的に厳しい状況下に置かれていることが類型的に想定されるところであることからすると、損害賠償請求による救済が実効性を持つとは考え難い。

(3) 当然対抗制度の趣旨②著作権者が倒産した場合

ア 双方未履行の双務契約に関する破産法の改正

著作権者が倒産した場合、破産管財人等は「双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時において共にまだその履行を完了していないとき」(いわゆる双方未履行の双務契約)として、ライセンス契約を解除することができる(破産法53条1項(旧59条))。破産手続のような清算型の倒産手続きにおいては、破産管財人としては破産者の財産を換価し債権者への配当原資とすることが最優先課題であるから、ライセンス契約のような継続的な契約については解消し、そのような負担のない著作権にした上で当該著作権をより高額な対価で第三者に譲渡する(あるいはそのような選択肢を示して利用権者に可能な限り高額な対価で譲渡する)対応に出ることが予想される。利用権者としてはその利用権の基礎を失うことになるので、破産管財人から著作権の譲渡を受けた第三者との間で改めてライセンス契約を締結しない限り(または高額な対価を支払って著作権の譲渡を受けない限り)事業継続は不可能ということになる。

このように破産管財人が双方未履行の双務契約としてライセンス契約を解除したことにより利用権者に損害が生じた場合、利用権者としては破産管財人に対して損害賠償請求をすることが可能であるが、この損害賠償請求権は破産債権者として権利行使ができるに過ぎないので(破産法54条1項)、一般債権者と共に配当が受けられる地位しか認められていない。

この規定についてはライセンス契約全般におけるライセンシーの地位を極めて不安定なものとしているという指摘があったことから、平

成16年法改正により、53条1項の規定について、「第53条第1項及び第2項の規定は、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が当該権利につき登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合には、適用しない。」との規定が新設された(破産法56条1項)。

この規定により、不動産賃借権については対抗要件としての登記(民法605条)を備えている場合はもとより、借地権については借地上の登記された建物の所有(借地借家法10条1項)、借家権については建物の引き渡し(同法31条)という簡易な対抗要件を具備することで、双方未履行の双務契約としての解除ができないこととなった。

イ 特許法における当然対抗制度の導入

知的財産権に基づくライセンス契約については、特許法上の専用実施権(特許法77条1項)や商標法上の専用使用権(商標法30条1項)のように、登録を効力要件とし(特許法98条1項2号、商標法30条4項)、独占的排他的な効力が認められている(特許法77条2項、商標法30条2項)物権的権利については、本規定の創設前から破産管財人等に対抗することができた。しかし、特許法上の通常実施権(特許法78条1項)、商標法上の通常使用権(商標法30条1項)のような、登録を効力要件としない債権的な権利については破産管財人等に対抗することができなかった。それが、本規定の創設により、対抗要件を備えることにより、破産管財人等に対して対抗することが可能となったわけである。そして、商標法上の通常実施権については、対抗要件としての登録制度があり(商標法30条4項)、特許法の通常実施権についてもかつては同様の制度が設けられていたので、かかる対抗要件としての登録を備えることにより破産管財人に対抗することが可能であった。

ところが、特許法では専用実施権はあまり活用されておらず、また特許法上の通常実施権については、専用実施権の代わりに利用されていた一方で、登録制度は、2006年の通常実施権の登録率が約1.3%という推計⁴もあるなど、あまり活用されていなかった⁵。しかし、特許権に

については特許権者自身による実施には限界があり、通常実施権の活用が期待されるにもかかわらず、特許権者が倒産した場合には通常実施権者の法的地位が極めて不安定なものとなっていたこと、そして、特許権者の中のいわゆるベンチャー企業はもちろんのこと、大企業においても倒産する事例は少なくないため、通常実施権者の事業活動の安定を図ることが急務とされていた。

このようなことから、特許法では平成23年改正特許法(平成23年6月8日法律第63号)により、「通常実施権は、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する」(99条)との規定が設けられ、通常実施権についての当然対抗制度が導入された。これにより通常実施権者は登録等の対抗要件を備えなくても、特許権者の倒産等の場合においても自己の通常実施権が覆滅することがなくなったのである⁶。

ウ 著作権についての当然対抗制度の導入

今回の著作権法改正による利用権の当然対抗制度は、特許法の通常実施権の当然対抗制度と同様の制度を導入したものである。そもそも特許法上の通常実施権について当然対抗制度を導入する理由(必要性と許容性)が著作権法上の利用権にそのまま妥当するかについて疑問があることは本誌において以前に述べたとおりである⁷。しかし、特許法上の通常実施権については、対抗要件としての登録制度があったにもかかわらずそれがあまり利用されていなかったことが問題であったが、著作権法上の利用権については、そもそも登録等の対抗要件を備える手段がなかったので、破産法56条1項によっても保護される余地がなかったという意味では通常実施権以上に保護の必要性があったという評価も可能である⁸。

本制度が導入されたことで、著作権者が倒産した場合においても、利用権者はライセンス契約を双方未履行の双務契約として解除されるリスクを回避することができるようになったわけである。

(4) 「第三者」に「対抗することができる」の意義

前述のとおり改正法63条の2は、利用権者が当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の「第三者」に「対抗することができる」と定めている。この「対抗することができる」とは、自己の利用権を第三者に対して主張することができるという趣旨であり、訴訟法上は第三者からの権利行使に対し、その主張の前提となる事実(請求原因事実)と両立する事実として自己が利用権者であることを主張立証することで、その権利行使を阻止する抗弁ということになる。

よって、対抗することができる「第三者」とは、請求原因事実を主張立証することにより、利用権者の行為が自己の著作権法上の(物権的な)権利を侵害すると主張し、これに対して著作権法上の権利行使をすることができる者ということになる。具体的には、「著作権の譲受人、相続人、破産管財人、差押債権者など」が挙げられている⁹。また、出版権者も著作権と同様に一定の権利を「専有する」とされ(著作権法80条1項)、独占的排他的権利として権利を侵害する第三者に対して著作権者と同様の権利が認められている(同法112条等)ことから、「第三者」に含まれる¹⁰。

他方、単に利用権の設定を受けたに過ぎない者は、債権的権利を有するに過ぎず、請求原因事実を主張立証して第三者に対して著作権法上の権利を行使できる立場にはないことから、改正法63条の2の規定する抗弁事由が問題となる余地もない。よって、「第三者」にも含まれないということになる。

以上を踏まえて、当然対抗制度導入後の著作権譲渡契約の実務のあり方について検討するが、その前提として、改正法の下での著作権の譲受人等と利用権者の関係を整理することとする。字数の関係で上記の「第三者」に含まれる著作権の譲受人、相続人、破産管財人、差押債権者及び出版権者を網羅的に想定した議論はできないため、基本的に以下に述べる譲受人を想定しつつ、適宜他の者に関して補足的に検討することとする。

3 改正法の下での著作権譲受人と利用権者の関係

(1) 著作権譲渡の対抗要件としての登録

著作権法には登録制度があり、「著作権の移転」については、「登録しなければ、第三者に対抗することができない」と定められている(著作権法77条1号)ので、著作権の譲渡については登録が対抗要件ということになる。この「対抗することができない」という規定は、「不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法…その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない」と定めている民法177条と同じ趣旨であり、登録を経ずとも移転すなわち譲渡の合意さえ有効に成立すれば当事者間では著作権は有効に移転をするが、合意に基づき著作権を取得した譲受人が自己の取得した著作権を当事者以外の第三者に主張するためには対抗要件としての登録を備える必要があるということである。

当事者以外の第三者の側からすると、著作権を取得した譲受人から、取得した権利を侵害するとの理由で著作権法上の権利行使を受けた場合、譲受人が登録手続を経ていないと主張すれば、これを排斥することができるということになる。逆にいえば、譲受人が登録を備えてしまうと、かかる主張をすることもできず、譲受人の権利行使を排斥することはできないということである。

(2) 登録をしないと対抗することができない「第三者」の範囲

このように、譲受人が著作権譲渡の登録をしないと権利主張をすることができない「第三者」については、著作権譲渡契約の当事者以外の全て者を指すのではなく、民法177条における「第三者」と同様、登録が存在しないことを主張するについて正当な利益を有する第三者¹¹に限られるとされており、この「登録が存在しないことを主張するについて正当な利益を有する第三者」とは、登録が存在しなければ自分が著作権に関する法律上の権利主張を行うことができる者とされている¹²。

従って、例えば著作権侵害行為を行っている者などは、登録が存在しなくても著作権に関する法律上の権利行使ができるわけではないから、「第三者」には含まれず、よって著作権を取得した譲受人は登録をしていなくてもこれに対して著作権法上の権利を行使することが可能である。また、

いわゆる背信的悪意者に該当する第三者については、登録が存在しなければ著作権に関する法律上の権利主張を行うことは可能であるが、かかる利益は「正当な利益」とは評価できないので、やはり「第三者」からは除外されることになる。

これらを除外した「第三者」としては、著作権の二重譲渡がなされた場合の譲受人、著作権について質権の設定を受けた者、出版権の設定を受けた者などが考えられるところである。問題は利用権者であるが、当然対抗制度導入前の利用権者の利用権は、契約をした著作権者に対してのみ主張することができる債権的な権利に過ぎなかったもので、かかる権利は著作権に関する法律上の権利とは評価することはできなかった。民法においても、賃貸借契約における賃借人、使用貸借契約における使用借人などについては、前述のように対抗要件を備えることで対抗力が認められている不動産賃借権の場合を除き、原則として所有権の譲受人が権利行使をするのに対抗要件は不要とされているところである。従って、著作権の譲受人が利用権者に対して自己の取得した著作権を主張するのに、登録を備える必要はなかったといえる。

しかし、今回の当然対抗制度の導入により、利用権者も著作権の譲受人に対して自己の利用権を対抗することが可能となったことからすると、利用権者は対抗要件を備えた不動産賃借権者と同様に、対抗要件を備えないと対抗することができない「第三者」に含まれることになる。すなわち、著作権の譲受人は利用権者に対して自己の著作権を主張するためには登録を備えることが必要ということになる¹³。

(3) 著作権譲受人と利用権者の関係

以上をまとめると、

- ① 利用権者は著作権の譲受人に対して自己の利用権を対抗することができる
- ② 著作権の譲受人は自己の譲り受けた著作権を利用権者に対して主張するためには対抗要件としての登録を備える必要がある。

ということになり、利用権者と著作権の譲受人の双方は互いに相手方に対して一定の要件を備えれば自己の権利を対抗することが可能となるわけである。そして、双方が自己の権利を対抗するため

の要件を備えた場合の優劣は、先に当該要件を備えた場合ということになる。つまり、利用権者に対する利用権の設定と、著作権の譲受人による登録の先後によって優劣が決まるということになる。「一定の要件」と述べたが、利用権者に対する利用権の設定は単なる利用許諾の合意で足りるのであるから、結局著作権の譲受人が自己の譲り受けた権利を利用権者に対して主張できるのは、著作権の譲受人が登録を備えた後に利用権が設定された場合だけということになる¹⁴。つまり、著作権の譲渡を受けた時点で既に設定されていた利用権、著作権の譲渡を受けても登録を備える前に設定された利用権についての利用権者に対しては、自己の譲り受けた著作権を主張することはできないわけである。

この関係を図にしたのが【図1】である。

(4) 著作権法改正前に設定された利用権と当然対抗制度の関係

ところで、この当然対抗制度はリーチサイト規制などと共に本年10月1日から施行された(附則1条)。したがって、施行日以降に設定された利用権は、同日より前に著作権を取得した譲受人にも、同日以降に著作権を取得した譲受人にも(当該譲受人が利用権の設定前に対抗要件としての登録を備えていた場合を除き)当然対抗制度により対抗することができることになる。問題は、施行日より前に設定された利用権についての当然対抗制度の適用の有無であるが、これについて付則8

条は以下のように定めている(一部抜粋している)。

…改正後著作権法第63条の2…の規定は、…施行の日…の前日において現に存する…著作物等…を…改正前著作権法第63条第2項…の規定により利用することができる権利にも適用する。ただし、当該権利は、…施行日以後に当該権利に係る著作物等の著作権…を取得した者その他の第三者に対してのみ対抗することができる。

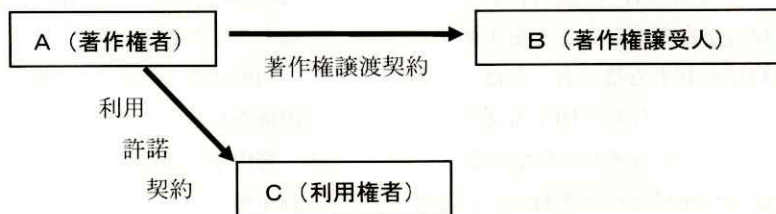
つまり、改正法の施行日である本年10月1日より前に設定された利用権は、改正前に対抗することができなかった、同日より前に著作権を取得した譲受人に対しては、改正後においても対抗することができないが、同日以降に著作権を取得した譲受人に対しては、当然対抗制度が遡及的に適用され、(当該譲受人が利用権の設定前に対抗要件としての登録を備えていた場合を除き)対抗することができることになる。

この関係をまとめたのが【図2】である。

利用権保護という当然対抗制度の趣旨からは理解できる制度ではあるが、著作権の譲受人としては著作権譲渡を受けたのが当然対抗制度の導入前か後かで大きな違いが生じることとなる。著作物によっては著作権譲渡の日付を当然対抗制度導入前と仮装した上で登録を備えるという手法がとられる事態も懸念されるところである。

以上を前提に、今後の著作権譲渡契約及び利用

【図1】 著作権譲受人と利用権者の対抗関係



A → C の利用許諾契約の時期		C → B の利用権の対抗の可否
A → B の著作権譲渡契約前		対抗できる
A → B の著作権譲渡契約後	登録前	対抗できない
	登録後	

【図2】改正法施行日と当然対抗制度の適用関係

		著作権譲受人	
		改正前	改正後
利用権者	改正前	適用なし (利用権者は対抗できない)	
	改正後	適用あり (利用権者は対抗できる(※))	

(※) 譲受人が利用権の設定より前に登録まで備えていた場合は対抗できない。

許諾契約の実務のあり方について述べることにする。

- 1 例えば(公社)日本漫画家協会と出版広報センターは令和2年6月5日付で「かねてより一貫して求めている「脱法行為を容易に招かず、かつ、善良なユーザーに過度な萎縮が生じない」バランスの取れたものとして歓迎します」などとする共同声明を発表している(<https://shuppankoho.jp/doc/202006-01.pdf>)。
- 2 拙稿「著作権の譲渡契約及びライセンス契約と対抗要件制度(上)・(下)」本誌15079,15080号
- 3 2019年2月文化審議会著作権分科会報告書110頁以下
- 4 特許制度研究会「特許制度に関する論点整理について—特許制度研究会報告書」(2009年12月)7頁注6
- 5 特許法上の通常実施権についての登録制度があまり活用されていなかった理由としては、①登録のための手続や費用の負担が小さくないこと、②ライセンス契約を受けているという事実から、自社の商品開発動向が他社に知られてしまう可能性があるため、ライセンス契約の内容や存在自体を秘密にしておきたい場合があること、③包括ライセンス契約では、対象である特許権を特許番号によって特定していないため、特許番号ごとの登録が前提である特許法の登録制度を利用することができないこと、④登録は特許権者と通常実施権者の共同申請が原則とされているところ、通常実施権者は、ライセンス契約において登録をする旨の特約のない限り、特許権者に対して登録手続きを請求することはできないこと等が指摘されていた。そして、これらの問題点に対し、登録制度の改善などの法改正がなされたが、通常実施権の登録制度の活用状況は改善されることがなかった(茶園成樹「通常実施権の対抗要件制度について」特許研究51巻7頁)。

- 6 なお、商標法上の通常使用権についての当然対抗制度の導入は見送られている。
- 7 上記拙稿(注2)(下)本誌15080号4頁
- 8 ライセンシーの法的地位の脆弱性については曾野裕夫「著作権ライセンス契約におけるライセンシーの地位の保護のあり方」(知的財産法政策学研究Vol.9)(2005)が詳しい。
- 9 文化庁「著作権法およびプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 御説明資料」32頁。
- 10 上記報告書(注3)においても、「第三者となる者としては著作権の譲受人以外にも出版権者等も想定される」(103頁)と述べられている。
- 11 判例では不動産登記の場合と同様「対抗要件の欠缺を主張し得る法律上の利害関係を有する第三者」等の表現が用いられている(知財高判平20.3.27判例秘書掲載)。
- 12 加戸守之著「著作権法逐条講義(六訂新版)」(公社)著作権法情報センター503頁
- 13 本誌において以前使用許諾を受けたに過ぎないライセンシーは著作権法77条の「第三者」に該当しないと述べたが(上記拙稿(注2)(上)本誌15079号3頁)、当然対抗制度の導入後は「第三者」に該当するという解釈に異論はないと考えられる。
- 14 理論的には、著作権の譲受人が登録まで備えてしまえば、著作権譲渡の効力は確定的なものとなり、もはや著作権の譲渡人は確定的に著作権を喪失することになるので、その後は譲渡人による利用許諾は無効ということになる。従って有効な利用許諾がなされたことを前提とする当然対抗制度の適用場面ではないといふべきであろう。

オーファンワークス実証事業の 取り組みについて〔1〕

令和2年度 日本弁理士会著作権委員会 委員長
ボングー特許商標事務所 所長 弁理士 堀越 総明

他人の著作物を利用するためには、著作権法で定められている制限規定に該当しない限り、原則として著作権者の許諾を得る必要があります。しかし、いざ著作権者の許諾を得ようと思っても、著作権者の所在が不明であったり、もっと困ったことには、著作権者自体が誰なのかが不明であったりすることは珍しくはありません。そこで、著作権法第67条及び同法第67条の2では、そのような場合に備えて、文化庁長官の裁定を受けることにより、著作権者不明の著作物を利用することができる旨が規定されています。

しかし、この文化庁長官の裁定制度は、決して広く国民に利用されているわけではありません。その大きな理由として、(1) 裁定を申請する前にあらかじめ、相当な努力を払って著作権者との連絡を試みること、(2) 裁定を受けた後は、通常の著作権使用料の相当額の補償金を法務局に供託すること、という2つの要件が極めて煩わしいからだと言われています。

そこで、この裁定制度の活用の円滑化を図り、著作権者不明の著作物「オーファンワークス」(英語で「孤児の作品」という意味。)の利用を促進するため、著作権管理事業者等の権利者団体が中心となり、「オーファンワークス実証事業実行委員会」を組織し、その実証事業に取り組んでいます。このオーファンワークス実証事業実行委員会は、公益社団法人日本文藝家協会、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人日本美術家連盟、一般社団法人日本美術著作権連合、協同組合日本脚本家連盟、協同組合日本シナリオ作家協会、公益社団法人日本漫画家協会及び公益社団法人日本複製権センターの9つの権利者団体等により構成されています。

オーファンワークス実証事業では、年間のうち一定の募集期間を設けて、オーファンワークスを利用したい者(主に企業)から応募を受け、その者の代わりに同実行委員会が裁定の申請者に義務づけられている「相当の努力」を払うべき著作権者の搜索、文化庁長官への裁定申請手続き、法務局への補償金の供託を行っています。同実証事業は、2016年から4年間に亘り文化庁の受託事業として実施されてきましたが、本年度からは、権利者団体等による自主事業として実施されることとなりました。

私たちが著作権者に抱くイメージは、著作物の利用の条件を厳しくして、その流通を制限しようとするものと思いがちですが、実は、多くの著作権者は、著作物の流通を促進し、広く人々に著作物が利用されることを願っています。そこには、著作物が誰にも利用されなくなることほど、著作者にとって不幸なことはないという思いがあります。著作物の保護期間が原則として著作者の死後70年となったこともあり、今後益々オーファンワークスが増えていくと予想されるなか、著作権の権利者団体が自主事業によってでもオーファンワークス実証事業を推進しようという姿勢には、その強い使命感を感じます。

日本弁理士会著作権委員会は、2019年度から正式なオブザーバーとして、同実行委員会に参画しています。今後も権利者団体とともに、オーファンワークスの利用が促進されるような、改善策を考え、それを実現させるべく努力をしていきたいと考えています。

「特許ニュース」令和2年(2020年)9月分目次

No. 15244-15263

[審決・判決関係]

＜主要判決全文紹介＞

- ▲査定審決取消訴訟(「遺伝子産物の発現を変更するためのCRISPR-Cas系および方法」(特願2016-128599。特願2015-547555(優先権主張:平成24年12月12日・米国))の分割出願の特許拒絶査定審決(特許法第29条の2及び特許法第29条第2項該当誤認)取消請求事件)＜知財高裁＞
 - 平成31年(行ケ)第10011号、令和2年2月25日判決言渡-[上・下](1、2日)
- ▲審決取消請求事件(ボロン酸化合物製剤-サポート要件を充足するには、課題の解決について、「厳密な科学的な証明に達する程度の記載までは不要であると解される。」と判示した例)＜知財高裁＞
 - 平成30年(行ケ)第10159号(A事件)、第10153号(B事件)、令和2年7月2日判決言渡-[上・下](7、8日)
- ▲特許権侵害行為差止等請求控訴事件(「システム作動方法」事件(カプコン v. コーエー)-①方法発明の間接侵害(101条4号)は、他の物と組み合わせることにより方法発明を使用する物も含む。当該他の物を現に保有している必要なし。②「除くクレーム」で進歩性○。)＜知財高裁＞
 - 平成30年(ネ)第10006号、令和元年9月11日判決言渡-[上・下](14、15日)

[報告書・実務関係]

- ▲成長戦略に必要な経営理論《知財版》⁷⁸ もし知財関係者が「クリステンセン経営論」を読んだとしたら[その6](正林国際特許商標事務所 所長弁理士 正林 真之)(3日)
- ▲令和元年度 特許出願技術動向調査[9] -制御ラジカル重合関連技術-
 - (特許庁 審査第三部審査調査室、特許庁 総務部企画調査課)(4日)、
 - [10・完] -V2X通信技術-
 - (特許庁 審査第四部審査調査室、特許庁 総務部企画調査課)(11日)
- ▲令和元年度 意匠出願動向調査 -マクロ調査- (特許庁 総務部企画調査課)(18日)
- ▲令和元年度 商標出願動向調査 -マクロ調査- (特許庁 総務部企画調査課)(18日)
- ▲中国2019年知財に関する重要判例³ 商標無効事件における「社会主義の道徳や風習を害し、又はその他の悪影響を有する」条項の適用に関する研究
 - (林達劉グループ 北京魏啓学法律事務所 著者:魏 啓学、劉 海生、郝 美満)(9日)
- ▲IoT/5G時代の標準必須特許の活用と対応[4] FRAND実施料の比較ライセンスアプローチによる算定
 - (東京工業大学 弁理士 小林 和人)(10日)
- ▲事業承継における実務・法の検討⁴ 事業承継における知的財産の棚卸
 - (吉備国際大学大学院 講師・オフィスミュウ 代表/行政書士・社会保険労務士 川島 三佳)(16日)
- ▲Booking.com事件米国最高裁判決の概要と意義(大野総合法律事務所 弁護士 山口 裕司)(17日)
- ▲日本弁理士会著作権委員会 研究レポート[No.1] 教育の情報化に対応した権利制限規定(改正著作権法第35条)
 - (令和2年度 日本弁理士会 著作権委員会 委員/国立大学法人 新潟大学 教授・弁理士 宮田 敦久)(17日)、
- ▲日本弁理士会著作権委員会 研究レポート[No.2] 音楽雑貨写真事件
 - (令和2年度 日本弁理士会 著作権委員会 副委員長/春風特許事務所 所長 弁理士 坂田 泰弘)(30日)
- ▲中国知財の最新動向[21] 国家知的財産権局による「商標権侵害判断基準」の公布
 - (BLJ法律事務所 弁護士 遠藤 誠)(23日)

「特許ニュース」令和2年(2020年)9月分目次

▲他人の氏名を含む商標であるとして、商標登録出願が商標法4条1項8号により拒絶された事例 ～知財高判令和2.7.29令和2(行ケ)10006～ [上・下]

(弁護士法人 内田・鯉島法律事務所 弁護士 山本 真祐子) (24、25日)

▲超スマート社会における知財戦略 [8] (東京理科大学 経営学研究科 教授 生越 由美) (28日)

▲欧州各国の知的財産制度 [11] (イタリア [中]) (日本大学 法学部(大学院法学研究科) 教授 加藤 浩) (29日)

▲弁理士の眼 [189] 登録商標「GUZZILLA」無効審決取消請求事件 - 知財高裁令和1(行ケ)10167. 令和2年8月20日(1部) 判決<請求棄却> - (牛木内外特許事務所 弁理士 牛木 理一) (30日)

[資料・その他]

▲特許庁ホームページに「お助けサイト」を新設しました(特許庁 総務部総務課広報室) (3、15、24日)

▲知的財産関連ニュース報道(韓国版) <2020年8月>

(アンダーソン・毛利・友常法律事務所/KNP特許法律事務所(韓国) 弁理士 金成鎬) (18日)

▲知的財産関連ニュース報道(中国版) <2020年8月>

(林達劉グループ 北京林達劉知識産権研究所 北京林達劉知識産権代理事務所) (25日)

▲[春宵一刻] [208] アサガオ開花の不思議 (11日)

▲[春宵一刻] [209] 錬金術師ジャービル (28日)

(宍戸法律特許事務所(元 知財高裁判事) 弁護士 宍戸 充)

[人事異動]

▲特許庁人事異動(4、11、16、30日)